

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、学校法人立命館(以下「本法人」という。)におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めるとともに、理事および教職員がコンプライアンスを推進することにより、本法人およびその設置する学校(以下「本法人等」という。)に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、理事および教職員が、法令および本法人が定める諸規程を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究に携わる者としての高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本法人等の各組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう、理事および教職員に対し啓発、研修を実施するとともに、コンプライアンスの推進のための体制を整備し、その他必要な措置を講じなければならない。

(理事等の責務)

第4条 業務執行を分掌する理事は、理事長を補佐してその分掌する業務について、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

2 本法人の設置する大学または学校の学長、学部長、研究科長および校長(以下「役職者」という。)は、当該の大学、学部、研究科または学校の校務につきコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育研究の発展に寄与するため、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員は、職務の遂行にあたって、学生その他の関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るように努めなければならない。

3 前2項の定めは、理事長および前条各項に掲げる者にも適用する。

(コンプライアンスの責任者)

第6条 本法人等におけるコンプライアンスの責任者は、理事長とする。

(法務コンプライアンス室長)

第7条 本法人等におけるコンプライアンスの推進状況を管理するため、法務コンプライアンス室長をおく。

2 法務コンプライアンス室長は、理事長を補佐し、本法人等のコンプライアンスの推進に関する業務を分掌する。

3 法務コンプライアンス室長は、理事長が任命する。

(法務コンプライアンス室長の職務権限)

第8条 法務コンプライアンス室長の職務権限は、次に掲げる事項とする。

- (1) 各組織におけるコンプライアンスの状況に関する情報を収集し把握すること
- (2) コンプライアンスに問題のある事件または学校法人立命館通報処理規程に定める通報について調査および処理の手続きを行うこと
- (3) 前号にかかる調査結果を必要に応じてコンプライアンス委員会に報告し、判断を求めること
- (4) コンプライアンス委員会がコンプライアンス上の問題を認めた行為につき該当する組織に対して改善を求めること
- (5) 前号に掲げた処理内容について、理事長に報告すること
- (6) 文書の法務検査を行い、必要な訂正を求めること
- (7) その他、コンプライアンスに反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること
- (8) コンプライアンスに関する相談を受けること
- (9) その他理事長が特に命じる事項

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 本法人等におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の各号に掲げる者をコンプライアンス推進責任者とする。

- (1) 設置大学の学長
 - (2) 設置大学の教員所属組織の長
 - (3) 設置学校の校長
 - (4) 部ごとに部長または事務部長もしくは次長から1名
- 2 前項で指名されたコンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう措置を講じなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第10条 理事長の下に、コンプライアンス委員会を設置する。委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。